

オスマン・トルコにおける ヨーロッパ商人活動への前提

永 沼 博 道

はじめに

イタリア諸都市、ことにヴェネチア、ジェノヴァによる輝かしい地中海商業が16、7世紀を境に大きな変貌をとげ、商業活動の主舞台が地中海から大西洋へと移行した事実は衆知のことである。⁽¹⁾従って近世以降の地中海商業、ことにかけてビザンツ帝国やアラブ帝国の支配下にあった東地中海沿岸地方との通商関係は世界商業の舞台においては、副次的意味しか持ち得なくなっ

-
- (1) 既に多くの研究が明らかに示している如く地理上の発見即ち希望岬経由の東インド航路の開拓がすでに地中海貿易を衰退に導いたわけではない。イタリア諸都市の経済活動は16世紀において最も活発であった。16世紀初頭のヴェネチアの香料貿易の衰退はポルトガルの香料貿易による打撃ではなく、オスマン・トルコとヴェネチアとの戦争に原因が求められる。16世紀中期アレキサンドリア経由の香料はリスボン経由を上まわっていた。F. Braudel, *La méditerranée et le monde méditerranéen à l'époque de Philippe II*, 2nd. ed., Vol.1, Paris 1966, pp.493 sqq. F.C. Lane, "The mediterranean spice trade", *American Historical Review*, Vol.45, No.3, 1940, pp.581—590. 17世紀のイタリア経済の衰退は主として内部的要因に基くものである。C.M. Cipolla, "The Decline of Italy", *Economic History Review*, 2nd ser., Vol.5, No.2, 1952, pp.178—180. B. Pullan, ed., *Crisis and Change in the Venetian Economy in the Sixteenth and Seventeenth Centuries*, London, 1968.

ていく。しかるにオスマン・トルコが西アジアにおける政治的安定を確立し、西ヨーロッパ諸国が経済的発展とともに海外進出を計るとともに、この地域においても新たな通商関係の拡大をもたらした。⁽²⁾

16世紀トルコは新たな西欧列強の進出とそれに対応するオスマン政府による外国人商人統制の制度の確立によって特徴づけられる。スレイマン大帝が1535年フランソワ I 世のフランスに認めたカピチュレーションは後、他の諸国に対して付与されたカピチュレーションのモデルとなったものである。これによってフランス人は自国国旗のもとに貿易する自由を認められ、大使館と領事館の設置の権利を獲得した。それとともにフランス国王は、トルコにおける外国人キリスト教徒の保護者としての地位を認められた。⁽³⁾ フランスの特権的地位は他の西欧諸国、なかんづくイギリスを刺激し、1580年のイギリスのカピチュレーションの付与へと結実する。

16世紀の西ヨーロッパ諸国の国際貿易について顧るならば、この時期は非組織的活動から組織的活動への転換期にあっている。それ以前、ヴェネチアの場合を除けばもっぱら独立の個人によって担われていた取引が、より大きな金融力を持ち、政治権力によって支えられたカンパニーに除々にとってかわられていく。近代国家の形成とともに国際商業の舞台においても国家の存在が大きな意味を持ち始めていた。カピチュレーションはそのような西欧諸国とオスマン帝国との外交通商関係の基礎となったものである。以下においては16, 7世紀のオスマン帝国内におけるヨーロッパ商人の活動について、

(2) オスマン帝国初期の歴史についての概観を得るには、H. Inalcik, *The Ottoman Empire, The Classical Age 1300—1600*, N. Y. 1973. オスマン帝国は1517年のエジプト征服を最後に中世の東方貿易の主要ルートを全て支配下においていた。ポルトガルの挑戦にもかかわらずアレキサンドリア、アレppoは香料貿易で繁栄し、16世紀にこの地域に進出してくるフランス、イギリスはもっぱら香料を求めてであった。F. Braudel, *op. cit.*, pp.493 sqq. R. Davis, "English Imports from the Middle East, 1580—1780" in M. A. Cook (ed.), *Studies in the Economic History of the Middle East*, London, 1970, pp. 193 sqq.

(3) H. Inalcik, *op. cit.*, p.137. R. Mantran, *Istanbul dans la seconde moitié du XVII^e siècle*, Paris, 1962, pp.546 sqq.

カピチュレーションを軸として述べてみよう。

I

(1) イタリア人

ヴェネチア人、ジェノヴァ人は古くからの地中海の民であり、オスマン・トルコ進出以前地中海の支配者であった。彼等はビザンツ帝国から通商上の特権を認められており、コンスタンチノーブルに居留地を保持していた。コンスタチノーブルの征服に先立ってトルコは、エーゲ海のヴェネチア植民地に攻撃を加えて領土を奪い、ヴェネチアの東方貿易を困難に陥らしめていた。トルコはヴェネチアの競争者ジェノヴァに特権を与え、マニサにおける明礬の採掘について独占権を認めている。⁽⁴⁾ アナトリア西部のジェノヴァ植民地は、アナトリア貿易の入口の役割をはたしていた。ヴェネチア共和国とオスマン帝国との間に幾度も繰広げられた戦争の期間中、トルコはフレンツェとドロブニクとの交易関係に力を入れた。1469年メフメトⅡ世はフレンツェに貿易上の特権を認めている。アナトリア高原の交易地ブルサでは、フレンツェ産毛織物とペルシャの絹織物とが取引された。この頃ブルサには50程のフレンツェ商館が存在していた。⁽⁵⁾

オスマン帝国の拡大とともに、ビザンツ帝国における商業特権を失ったヴェネチアは、エジプトにおける香料貿易を独占していた。1517年マムルーク朝がオスマン・トルコの支配下に入った後も、尚エジプトはマムルーク朝を地方支配者として載せ、アレキサンドリアは自由港として開かれていた。政治的・軍事的抗争の中断は、ヴェネチアに対しても特権の復活をもたらし、イスタンブールに大使を常駐させることができた。1546年にはヴェネチアは2万5千デュカットと引き換えに、明礬採掘の独占権を得ている。16世紀を通じてヴェネチアはトルコの諸港にも毛織物、絹の錦織りやガラス製品、紙等を輸出し、香料、綿花、羊毛等を輸入している。⁽⁶⁾

(4) H. Inalcik, *op. cit.*, p.134.

(5) *Ibid.*, p.135.

(6) *Ibid.*, p.135. R. Mantran, *op. cit.*, pp.522—523.

(2) フランス人

地中海沿岸のなかでもモンペリエ、ナルボンヌの商人達がビザンツ帝国において貿易していたが、彼等の活動はヴェネチア、ジェノヴァの圧倒的勢力の前には無に等しかった。⁽⁷⁾しかるに16世紀に入りヴァロア・オルレアン家のもと一応の政治的安定を得たフランスは、対外関係にも目を向け始める。フランソワ I 世はスレイマン大帝に対して、ハプスブルク家に対する対抗上トルコへの接近を試みた。1535年フランスはトルコよりカピチュレーションを与えられた。このカピチュレーションによりフランス国王は、トルコにおける外国人キリスト教徒に対する司法権の行使者として位置づけられ、トルコ領内で貿易するキリスト教徒は、フランス国旗のもとに活動するとともに、フランスの大使と領事の監督と代表権のもとにおかれた。さらにフランスはキリスト教徒や外国人によってオスマン領内に輸入される全商品に対して、領事証明料を徴収することができた。フランスはコンスタンチノーブルの大使とともにアレキサンドリア、バイルート、トリポリに領事を駐在させ、領事証明料はそれらの財源となった。⁽⁸⁾1535年のカピチュレーションはスレイマンの死後再付されなかったが、1569年セリム II 世によって再び付与された。トルコとヴェネチアとの争いの間に、フランスはヴェネチアにかわってトルコ貿易において支配的地位を得た。フランス船は毛織物、金属製品、紙をトルコにもたらし、アナトリアの羊毛、綿、アレppoとダマスカスから香料、薬草、モヘア等をもちかえった。17世紀始めにフランスの年間交易量は3000万リーブルに達していた。⁽⁹⁾

(3) イギリス人

17世紀以降西アジアで卓越した力をもつに至るイギリスはビザンツ帝国とはほとんど接触をもっていなかった。ヴェネチア船隊のイギリスへの来港の

(7) R. Mantran, op. cit., p.552.

(8) Ibid., p.547. P. Masson, Histoire du Commerce Français dans le Levant au XVII^e siècle, Marseille, 1911(1969), pp.xii—xiii.

(9) Ibid., p.xxxi. H. Inalcik, op cit, p.137.

杜絶, ついで低地地方における戦乱が東方の産物の流入を妨げ, イギリス人をして東方との直接貿易の開拓へとかりたてた。⁽¹⁰⁾ フランス国旗のもとに幾人かの商人による活動の後, スペイン・カンパニーのメンバーであるエドワード・オズボーンとリチャード・スティパーの2人は, 1587年に彼等の代理人としてウィリアム・ハーボーンをイスタンブールに派遣しトルコ政府よりトルコ領内における貿易についての保証をとりつけた。⁽¹¹⁾ ハーボーンの努力によりイギリスも1580年にカピチュレーションを得た。⁽¹²⁾ 1581年にはイギリス王室の特許状にもとずいてレヴァント・カンパニーが設立された。⁽¹³⁾ オズボーンが総

-
- (10) A. C. Wood, *A History of the Levant Company*, Oxford, 1935 (1964), p. 137. T. S. Willan, "Some Aspects of English Trade with Levant in the Sixteenth Century." *English Historical Review* vol. 70. No. 276, 1955 pp. 401—402. 16世紀前半既に幾人かのイギリス商人がオスマン・トルコとの貿易の開拓に乗り出し, 1553年には Anthony Jenkinson がスレイマンから領内で安全通行権を得ている。A. C. Wood, *op. cit.*, p. 2. A. L. Horniker, "William Harborne and the beginning of Anglo-Turkish diplomatic and commercial relations," *The Journal of Modern History*, Vol. 14 No. 3, 1942, pp. 293.
- (11) Edward Osborne と Richard Staper はともに *Company of Merchants trading to Spain and Portugal* のメンバーであり, Osborne は *Eastland Company* のメンバーでもあった。A. C. Wood, *op. cit.*, p. 7. 彼等のトルコへの接近は1575年 Joseph Clements を巡遣して William Harborne の為の自由通行権を獲得することから始まった。Harborne のイスタンブールへの到着は1578年のことである。彼等は共に地中海経由ではなくポーランドから陸路でイスタンブールに達した。Ibid., p. 8, Harborne は, まず彼自身と彼の雇用主であるロンドンの二人の商人がオスマン帝国の領域で貿易を行う自由を1579年スルタンから認められた。A. L. Horniker, *op. cit.*, p. 295.
- (12) この1580年のカピチュレーションはフランス大使の反対にあって取消され, 効力をもった最初のカピチュレーションが与えられたのは1583年のことであり, Harborne の外交的努力の成果である。Ibid., pp. 292 sqq.
- (13) "The letters patents, or privileges graunted by her Majesties to Sir Edward Osborne, Master Richard Staper, and certaine other Merchants of London for their trade into dominions of the great Turke, in the yeare 1581", R. Hakluyt (ed.), *The Principle Navigations, Voyages and Discoveries of the English Nation made by Sea or over Land to the most remote and farthest distant quarters of the earth, at any time within the compass of these 1500 years* (1589) *Everyman's Library* edition Vol. 3 pp. 64—72. この特許状は Osborne 外11名の商人に対して, トルコとの貿易について7年間の期限で独占権を与えたものであった。A. C. Wood, *op. cit.*, p. 13, A. L. Horniker, *op. cit.*, p. 302.

裁に就任し、ハーボーンはイスタンブール駐在大使となり、アレキサンドリア、トリポリに領事が任命されている。イギリス商人は初期においてはトルコの産物にはほとんど関心を持たなかった。彼等が目標としたのは、東インドからもたらされる香料の購入であり、自国産毛織物の販売市場の獲得であった。⁽¹⁴⁾ イギリスの進出の好条件をもたらしたのはオスマン帝国とイスパニアとの対立である。エリザベス女王はトルコを対イスパニアの同盟者と見て接近を試みた。結局対イスパニア同盟条約を結ぶことには失敗したが、イギリスは1583年に、より好条件のカピチュレーションを得ることに成功し、イギリス商人は関税を3%に引下げることが出来た。他の外国商人は1673年まで5%の関税を支払わねばならなかった。⁽¹⁵⁾ 17世紀に入るとイギリス産の毛織物はヴェネチア、フランスを駆逐してトルコ市場で圧倒的優位を保った。⁽¹⁶⁾ 他方でアナトリアやキプロス産の棉花はやがてランカシャー綿工業の生成へと導いていく。⁽¹⁷⁾

(4) オランダ人

西ヨーロッパ諸国のなかでオランダのトルコへの進出は最も遅れて始まる。1598年オランダ商人はムハメトⅢ世からフランス国旗のもとに貿易する自由を獲得した。1601年にはオランダ人はイギリス国旗のもとに貿易すべき

(14) R. Davis, op. cit., p.194. 16世紀を通じてイギリスが輸入しつづけたのはナツメグとコショウであった。しかしながらこの時期から相当量の棉花の輸入がみられる。それはファスチャンとローソクの心に使用された。 T. S. Willan, op. cit., p. 408. コショウについて言えば、17世紀にはむしろ希望岬経由で輸入されたコショウを、この地域に再輸出している。 R. Davis, op. cit., p. 195.

(15) A. H. Horniker, pp. 303 sq. A. C. Wood, op. cit., p. 14.

(16) イギリスの毛織物は、その質と安価さによって成功をおさめた。 Londres または londrins とこの地域で呼ばれたイギリス産毛織物は、ヴェネチア産の毛織物を駆逐し、イギリス人は1640年頃にはイスタンブールに24ないし25の商館を保持し、外国人商人団のなかで最も大きな勢力を占めていた。 R. Mantran, op. cit., p. 571, A. C. Wood, op. cit., p. 44.

(17) 揺籃期のランカシャーの綿工業がその原料としたのはキプロス、イズミール、シリアから輸入された棉花であった。 A. C. Wood, op. cit., p. 74.

180 (406) オスマン・トルコにおけるヨーロッパ商人活動の前提 (永沼)

ものと定められたが、自らのカピチュレーションを得ようと努力を続け、1612年にアフメト I 世からカピチュレーションを得た。オランダはイスタンブールに大使、イズミールに領事を任命したが、その貿易はもっぱらイズミールに集中していた。オランダ商人は毛織物、金属製品、東インドからの香料を輸出したがその量は少なかった。概してオランダ商人のこの地域での活動は余り活発であったとは言えない。⁽¹⁸⁾

(5) その他の諸国民

オーストリアとの関係は長年にわたる戦争の結果、国家間の自由な往来は妨げられた。しかしヨーロッパのトルコ領とオーストリアの支配下にある隣接地域との間には交渉が保たれていた。オーストリアとトルコとの貿易が安定した政治条件のもとにおかれたのは1665年になってからであり、この年ヴァイセンブルクの条約でオーストリアはトルコでの貿易の自由を得た。オーストリアが他の西ヨーロッパ諸国なみのカピチュレーションを獲得したのは1718年ポジャレヴィツの条約においてである。⁽¹⁹⁾

オスマン帝国で貿易に従事した外国商人として忘れてならないのはドブロブニク人である。7世紀に成立したこのアドリア海の小都市国家は、その存立の基盤を貿易に負っていた。ドブロブニクはキリスト教世界とイスラム教世界の中継基地として成長してきた。⁽²⁰⁾ ヴェネチアとトルコとの抗争の間、中立を保ったドブロブニクはアレキサンドリアの香料貿易を手中におさめた。⁽²¹⁾ フッガー家はドブロブニクを通じて代理商をアレキサンドリアに派遣した。ロンドンの商人は、ドブロブニクを通じてカージーをトルコの市場に輸出し

(18) R. Mantran, op. cit., p. 513. H. Inalcik, op. cit., p. 138.

(19) R. Mantran, op. cit., pp. 579—581

(20) 現在はユーゴスラヴィア領のドブロブニクは周囲を山に囲まれ全く貿易に依存していた。1358年まではヴェネチア、ついでハンガリーの保護のもとにあったが1526年からはオスマン・トルコの保護のもとに比較的に独立を保ちつづけた。F. W. Carter, *Dubrovnik (Ragusa)*; A classic city-state, London, 1972. N. H. Biegan, *The Turco-Ragusan Relationship*, The Hague, 1967.

(21) 16世紀を通じてドブロブニクはヴェネチアとならんでアレキサンドリアの香料貿易の担い手であった。F. W. Carter, op. cit., pp. 349—354.

ている。16世紀のドロブニクは、ヨーロッパ世界にとってトルコの情報を得る窓口でもあった。1580年以降、ドロブニクとトルコと経済的結びつきは急速に低下するが、これはヴェネチアのトルコ貿易の復活、ドロブニクとイスパニアとの結びつきの強化に負うところが大きい。⁽²²⁾さらに西ヨーロッパ諸国の船舶の地中海への進出によって、中継貿易の役割が減少したことによるものと考えられる。

II

オスマン帝国は領土内で貿易に従事する外国人商人に対してカピチュレーションを与えることによって貿易上の特権を認めた。カピチュレーションはオスマンの支配下にある地域に定住する外国人商人の地位、外国人商人に与えられる便宜、大使と領事の駐在の権利とその役割に関する諸項目から成っている。ヨーロッパ諸国との通商関係の拡大とともに生じたこのカピチュレーションは、オスマントルコとヨーロッパ諸国との通商関係の左右するものであった。カピチュレーションの内容を1536年フランスに与えられたものについてみるならば、以下の如きものであった。貿易の自由が両国の国民に与えられる。フランス人の間の訴訟事件を処理するための大使および領事の駐在を認める。トルコ人とフランス人との訴訟事件はかならず通訳の同席のもとに制定法によって裁かれる。フランス人は自由に宗教上の祭礼を施行することができる。フランス人は他の不在のフランス人の行為の責任を負わされることはない。賦役は免除される。自由な帰還がゆるされ、死亡の場合財産は両親に帰属する。その他の項目は奴隸、掠奪の規制、両国の船舶の出会いの場合の処理規定、難破船の処置等⁽²³⁾であった。

フランスに与えられたこのカピチュレーションは以後、ヨーロッパ諸国に付与されたカピチュレーションのモデルとなったものであった。このカピチ

(22) Ibid., p. 394—395.

(23) P. Masson, op. cit., p. xij. A. L. Horniker, Anglo-French Rivalry, p. 289.

ユレーションは、しかしスレイマンの死後再付されることなく、1569年にセルムⅡ世からあらためて付与された。この1569年のカピチュレーションは1535年のものと大きな差異はなかったが、次の重要な2点加わった。その一つはジェノヴァ人、シチリア人、アンコナ人がフランスがフランス国旗のもとにおわれることと定められた点であり、他はカピチュレーションの期限が、⁽²⁴⁾ 両国の君主の生死に関りなきものと決められた点である。国旗についての条項は、1581年の第3のカピチュレーションにおいてさらに強調され、ヴェネチア人を除く全てのキリスト教徒、外国人商人は、形式的にはフランス国旗の保護のもとにおかれた。イギリスもまた自国旗のもとに貿易する特権を要求してフランスと相争った。女王の名代としてイスタンブールに派遣されたハーボーンの努力の第一目標はイギリス国旗のもとに貿易する自由を得ることにあつた。⁽²⁵⁾ 実際ハーボーンは1581年に一度イギリス国旗のもとにおける貿易の自由を得たが、フランス大使のオスマン政府に対する抗議によって取消されている。イギリスが最終的にフランスと同等の特権を獲得したのは1583年のことであつた。⁽²⁶⁾ 国旗はここでは単に入港する船舶が自国旗をかかげる名目上の権利を意味するものではない。領事を駐在させ自国民およびその国旗の保護のもとにおかれた他国商人に対して司法権を行使する実質的意味を有していた。従つて国旗の問題はカピチュレーションの根幹をなすものであつた。カピチュレーションを得ていた国の商人は、いずれかの国の国旗のもとにおかれた。従つてこれらの商人は国旗の代表する国の領事の司法権に従い、⁽²⁷⁾ 領事証明料を支払うことを余儀なくされた。

一般的に言つて、当時のオスマン領内における外国人の地位についてこれ

(24) H. Inalcik, op. cit., p.138. R. Mantran, op. cit., p 548 A. C. Wood op. cit., p. 28.

(25) この時の Harborne の称号は “our true and undoubted orator, messenger, deputie and agent” であり “ambassador” ではなかったが、実際には ambassador とみなされた。A. C. Wood, op. cit., p.12.

(26) Ibid., p.14. A. L. Horniker, William Harborne, pp.291—296.

(27) 領事証明料はそれぞれ領事館の維持費に当てられた。A. C. Wood., p.212.

をみるならば、大きく次の三種に類別される。即ち治外法権を伴うカピチュレーションを与えられた国民、オスマン領内での貿易の自由と外交代表の首都への駐在の権利を認めた友好協定を結んでいる国民、および何ら協定を持たぬ国民であった。何らの協定を持たぬ国の商人でも、フランス国旗のもとにアレキサンドリアとの貿易には従事することが可能であった。エジプトに対してはオスマンの支配権は間接的にしか及ばず、その港は全ての外国人のために開かれていた。⁽²⁸⁾

カピチュレーションを与えられた国民は、その代表として大使と領事を常駐させ、トルコの地方権力の政治に服することなく、自国の代表者の統制下におかれることとなった。即ち大使や領事は一方でトルコの行政権力に対する自国民の利益代表者であるとともに、自国民に対しては本国の行政権力の代表者でもあった。カピチュレーションを得た国民は聖職者を常駐させ、自由に宗教活動をいとむことが出来た。1673年のフランスのカピチュレーションでは、ガラタ地区の教会の一つの再建を認めている。⁽²⁹⁾

以上述べて来たような広範囲の治外法権を認めるカピチュレーションをオスマン政府が異教徒の外国人集団に対して与えたのは如何なる事由に基づくものであろうか。カピチュレーションは字義上はイスラム国家と非イスラム国家との間で結ばれた条約と解せられるが、それは近代国際法上の条約を意味するものではなかった。それはあくまでスルタンが外国人に対して恩恵的に与えたものであって、スルタンの側から自由に取消しうるものであり、領事の身分も形式上はともかく実際にはそれほど安定したものではなかった。⁽³⁰⁾

カピチュレーションに盛られた諸項目の実施は、現実には両国の力関係によって左右された。初期においては強大なオスマン帝国に対して、外国商人は劣位にあったが、しだいにヨーロッパ諸国の経済力、軍事力が強まり、カ

(28) A. L. Horniker, *Anglo-French Rivalry*, pp. 289—290.

(29) R. Mantran, *op cit.*, p. 550.

(30) N. Steensgaard, "Consuls and Nations in the Levant from 1570 to 1650" *Scandinavian Economic History Review*. Vol. 15. No. 1. 1967, pp. 16—17.

ピチュレーションはしだいにその性格を変えていく。即ち国家間の条約としての性格を強め、トルコの側に履行義務が求められるようになった。一方経済的にトルコはヨーロッパ経済の中に組みこまれて、原料供給国、工業生産物市場として位置づけられ、トルコ自体の経済は次第に破壊されていく。ここにおいてカピチュレーションはヨーロッパ列強のトルコへの進出の絶好の機会を与え、オスマン帝国の崩壊を速めることとなる。

次に以上の如き機能をはたしたカピチュレーションの成立の基盤をさぐりその基本的性格に照明をあてる必要が生ずる。以下においては一つの試論としてイスラム社会を背景としてカピチュレーションを考えてみる。

Ⅲ

オスマン帝国とヨーロッパ諸国との通商関係の拡大ともなって成立してきたカピチュレーション制の起源をどこに求めるか議論の多いところである。⁽³¹⁾多くの論者はこれをビザンツ帝国がイタリア諸都市に認めた特権のオスマン政府による確認とみている。しかしながらカピチュレーションの形式的内容と実際との間には大きな矛盾が存在する。1535(36)年のフランスのカピチュレーションが現実に法的有効性をもっていたか否かについては議論の多いところである。⁽³²⁾カピチュレーションは既にみたようにオスマン政府によってしばしば取消された。オスマン政府は、明らかにカピチュレーションを近代国際法上の条約の如き性格のものとはみなしてはいなかった。カピチュレ

(31) A. C. Wood, H. Inalcik はともにカピチュレーションをビザンツ帝国がイタリア商人に対して認めた制度の遺制とみている。しかし R. Mantran によればフランス人、イギリス人等の新しい参入者に対応した制度であり、形式上は1535年のカピチュレーションにその始まりをみる。N. Steensgaard はさらに当時のオスマン帝国内の社会制度との関連をみている。A. C. Wood, op. cit., p. 29. H. Inalcik, op. cit., p. 136. R. Mantran, op. cit., p. 492, N. Steensgaard, op. cit., p. 17.

(32) G. Zeller "Une Ligende qui a la vie dur: les capitulations de 1535". *Revue d'histoire moderne et contemporaine*, Vol. 2, 1955. pp. 127-132. T. Billioud, "Capitulations et histoire du commerce", *Ibid.*, pp. 313-315.

ーションは、それぞれの外国人の集団が母国の領事の司法権のもとにおかれ、トルコの法ではなく母国の法に従う特権を意味していたが、オスマン政府は外国人異教徒に対する保護として恩恵的に与えたものとみなしている。従ってカピチュレーションの形式的内容を吟味するだけでは、その基本的性格は明らかに出来ない。そこで我々は次にオスマン・トルコにおける非イスラム教徒⁽³³⁾の処遇についてみてみよう。

元来イスラム教では異教徒を多神教徒とキリスト教徒、ユダヤ教徒を区別して認識していた。キリスト教徒、ユダヤ教徒は（「啓典の民」Ahl al-kitâb）であり、彼等は契約の民（ズインミー Zimmi）として貢納とひきかえに生命、財産、宗教活動の自由を保証されていた。他方多神教徒はイスラム教徒にとって本来絶滅さるべきものであった。

オスマン政府はズインミーの集団化をはかり、それぞれの宗教指導者のもとに自治権⁽³⁴⁾を認めた。いわゆるミレット（millet）の成立である。それぞれのミレットには集団内部の処理のためにミレット・バシ（millet-başı）が決められた。ミレット・バシにはそれぞれのミレットの宗教指導者が任命され、オスマン政府に対して租税取立ての責任を負っていた。

ミレット制はいくつかの管理細目はオスマンの創設であったが、制度それ自体はオスマン政府によって全く新しく始められたものではない。ローマ帝国や中世の帝国において所屬民をそれぞれの法と慣習のもとにおき、指導者を定めて支配者に対して責任を負わせた如く、広くみられる制度と基本的には一致している。イスラム以前のササン朝ペルシャにおいてもネストリウス派キリスト教徒の総主教（Catholicos）が領内のキリスト教徒の首長として遇された。ペルシャのイスラム化以後もこの制度は継続されている。バグダッドやカイロのユダヤ人共同体、ビザンツ帝国におけるアルメニア人、ユ

(33) H. A. R. Gibb and H. Bowen, *Islamic Society and the West*, Vol. 1. part II, London, pp. 207—208

(34) *Ibid.*, pp. 212. sqq. 三橋富治男, オスマン・トルコ史論, 吉川弘文館, 昭和41年, 138—145頁。

ダヤ人も同様の政策のもとにおかれていた。ミレット制は、従ってオスマン帝国によるビザンツ帝国の遺制に、イスラム教におけるズインミーの身分が合体したものと見てよいであろう。

オスマン帝国におけるミレットとしては、ギリシャ正教徒、アルメニア人、ユダヤ人の三種類があった。ギリシャ正教徒はイスタンブールの総主教を首長として載くミレットを形成していた。この共同体はルーム・ミレッティ (Rum milletı) と呼ばれた。総主教は自らの法廷と牢獄をもち、全構成員に対して司法権を行使した。またミレット全体の租税額はオスマン政府によって決定されたものの、内部での割当て等は全て総主教の権限とされていたのである。

ユダヤ人はラビの長 (Haham Başı) のもとに同様の権利を享受していた。ビザンツ帝国においてユダヤ人は理論上はミレットと同様の共同体を形成していることになっていたが、実際上は社会の浮浪民と賤しめられていたが、オスマンの時代になって彼等の地位は向上した。ラビの長はウレマーの⁽³⁵⁾長につぐ地位とされ、ギリシャ正教の長よりも上位の者とみなされた。このユダヤ人の地位の向上は、15世紀以降キリスト教国からオスマン帝国領内へのユダヤ人の大量流入をもたらした。特にユダヤ人排斥の激しかったイスパニア、ポルトガルからの逃亡者がイスタンブール、ニコポリス、ブルサ等に定住し、イスタンブールはヨーロッパ最大のユダヤ人社会をもつに至った。⁽³⁶⁾ 彼等は貿易に従事するとともにヨーロッパの知識の伝達者となり、又通訳としても活動した。⁽³⁷⁾

アルメニア教会はグレゴリウス派のキリスト教であり、信者はカトリコス
の代理としてブルサの司教のもとにミレットを形成していた。

オスマン帝国は国家としてはこのような共同体の連合の上に成立してい

(35) イスラム教義の判断者、解釈者を意味しトルコでは広く神学者集団を呼ぶ名称であり祭政一致のオスマン国家において政治的指導層を形成していた。

(36) H. A. R. Gibb and H. Bowen, *op. cit.*, pp. 219—220.

(37) R. Mantran, *op. cit.*, p. 605.

た。ミレットは被征服民族に対しても従来の生活慣習や宗教生活に変化をもたらずに国家の中の国家を形成していた。

ズインミーはシャリーア（Şerî'a イスラム法）のもとにミレットを形成していたのに対し、ガラタ地区の住民であったジェノヴァ人は人頭税（harâc）を支払うとともに、自らの安全と貿易、通行の自由を得ていた。さらにカピチュレーションを得た外国人商人は、それぞれムスタミン（Musta' min）（安全通行の保証）を得た非イスラム教徒としてそれぞれ共同体を形成していた。⁽³⁸⁾

ズインミーとムスタミンの類似性がここで問題になる。ここからカピチュレーションをミレット制の外国人への拡張的適用と結論づけることはむしろ早計であろう。ミレットがズインミーとして、あくまでシャリーアのもとにおかれ、その範囲で自治権を得ていたのに対して、外国人商人の共同体は全くの治外法権を有しており、母国の法に従い領事の管理下におかれていた。外国人商人の集団は各々の国ごとにオスマン政府からその特権を認められていた。

しかしながら既に述べたようにカピチュレーションの法的性格は非常にあいまいである。外国人商人に対して与えられたカピチュレーションは、後世の国際法上の条約とは異なり、スルタンが恩恵的に与えたものであった。1535(36)年のカピチュレーションはオスマン政府によって批准されることなく終わったものとみられ、現実に効力を持たなかったように思われる。カピチュレーションが一般化してトルコに居住する外国人商人に対して広く認められるようになったのは、16世紀も終り近くになって以降であった。カピチュレーションとして明確な形式をもったのは旧来のヴェネチア、ジェノヴァに対してではなく、新しい参入者であるフランス、イギリス、オランダの商人集団に対してであった。それはオスマン帝国と西ヨーロッパ列強の新しい出会いの中で生れたものとみなされる。形式的にはビザンツの遣制の採用であったとしても、その背後にオスマン・トルコの新異教徒政策の一環を見い

(38) H. A. R. Gibb and H. Bowen, *op. cit.*, p. 213.

188 (414) オスマン・トルコにおけるヨーロッパ商人活動の前提（永沼）

ださねばならない。ミレットと外国人集団はイスラム法上の観点からみるならば、明らかに別種の存在であるが、両集団の形式的ならびに実質的な類似性は注目に値する。各外国人居留地に駐在した領事の役割は現実においてミレットの首長の役割に対応するものであった。

外国人商人に対する特権の認可はビザンツ帝国におけるイタリア商人の場合にかぎらず、イスラム国家においても広く慣習的に認められてきている。カピチュレーションはむしろこの伝統的慣習の具体化であり、対内的な異教徒政策であるミレット制がカピチュレーションの内容を決定する際に強く影響したものと考えられる。